

〔平 1 3 . 9 . 2 5 〕
〔法 小 1 6 — 1 〕

說 明 資 料

連結納税制度の創設による減収額試算について

1. アンケート調査の概要

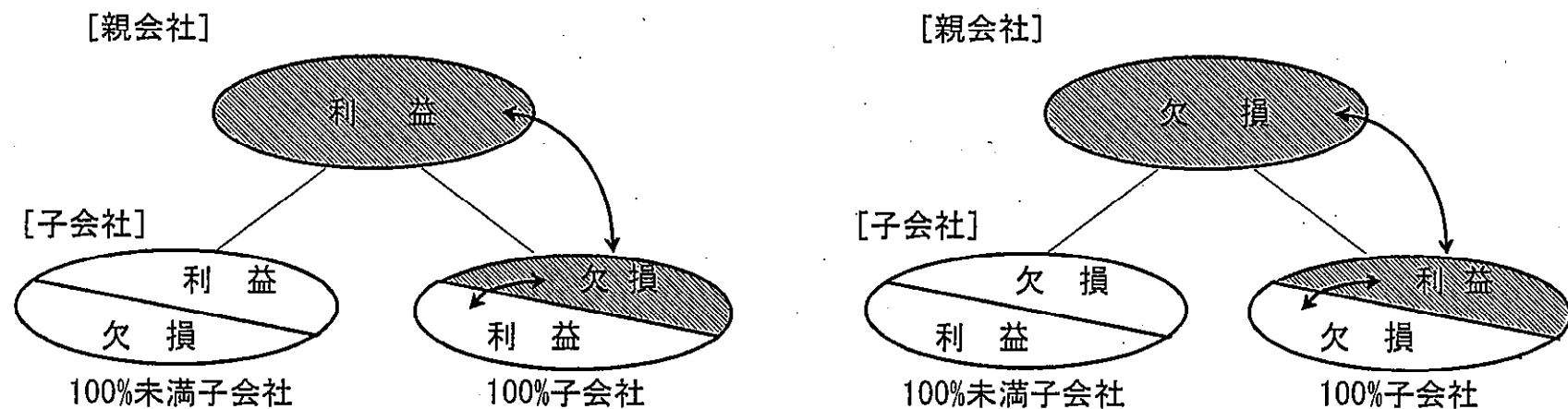
- (1) 対象法人：上場会社、店頭登録会社全社、その他主要企業 4,765社
- (2) 調査内容：平成12年度以前5事業年度の親会社及び100%子会社の所得・欠損金額等
- (3) 回答法人：3,111社（65.3%）（100%子会社数 17,720社）

2. 試算方法

納税額が減少する企業グループは連結納税を採用する等の一定の仮定をおいて機械的に試算

- (1) アンケート調査に係る課税所得の減少額を計算（アンケート調査回答法人による課税所得の減少額に、100%子会社化による課税所得の減少額を加算）
- (2) これを国税庁統計を基に全国ベースの課税所得の減少額を推計
- (3) (2)の課税所得の減少額に法人税率を乗じて法人税の減収額を機械的に試算

※ 課税所得の減少のパターン



〔課税所得の減少額の計算〕

(親会社が利益法人)

$$\begin{array}{l} \text{アンケート対象法人} \\ \text{の課税所得の減少額} \\ (\quad 6,843 \text{億円} \end{array} + \begin{array}{l} 100\% \text{子会社化による} \\ \text{課税所得の減少額} \\ \quad 2,705 \text{億円} \end{array}) \times \left(\begin{array}{l} \text{アンケート対象法人以外を含めた} \\ \text{全国ベースのグループの欠損金額} \\ \quad 58,517 \text{億円} \end{array} \middle/ \begin{array}{l} \text{アンケート対象法人の} \\ \text{グループの欠損金額} \\ \quad 24,293 \text{億円} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{課税所得の減少額} \\ \quad 23,000 \text{億円} \end{array}$$

(親会社が欠損法人)

$$\begin{array}{l} \text{アンケート対象法人} \\ \text{の課税所得の減少額} \\ (\quad 2,092 \text{億円} \end{array} + \begin{array}{l} 100\% \text{子会社化による} \\ \text{課税所得の減少額} \\ \quad 438 \text{億円} \end{array}) \times \left(\begin{array}{l} \text{アンケート対象法人以外を含めた} \\ \text{全国ベースのグループの所得金額} \\ \quad 78,245 \text{億円} \end{array} \middle/ \begin{array}{l} \text{アンケート対象法人の} \\ \text{グループの所得金額} \\ \quad 53,368 \text{億円} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{課税所得の減少額} \\ \quad 3,706 \text{億円} \end{array}$$

〔法人税の減収額の計算〕

$$\begin{array}{l} \text{課税所得の減少額} \\ (\quad 23,000 \text{億円} + \quad 3,706 \text{億円} \end{array}) \times \begin{array}{l} \text{法人税率} \\ \quad 30\% \end{array} = \boxed{\begin{array}{l} \text{法人税の減収額} \\ \text{約 } 8,000 \text{億円程度} \end{array}}$$

3. 減収額の変動要因等

(1) この減収額は平成12年度の法人の所得・欠損金額に基づく機械的な試算によるものであり、実際の減収額は、

- ① 連結納税制度創設時の法人の実際の所得・欠損の状況、
 - ② 連結納税制度を選択する企業グループの数、
- 等の様々な要因に左右されるため、厳密に見積もることは困難。

(2) しかしながら、

- ① 今後の経済状況の変化が法人の所得・欠損に与える影響、
 - ② 欠損子会社の持株割合を100%に引き上げて連結グループに組み入れる等の企業行動、
 - ③ 業界再編による企業グループの大規模化、
- 等により、実際の減収額は機械的な試算を上回る可能性がある。

○ 改革工程表（抜粋）（13 年 9 月 21 日 経済財政諮問会議）

連結納税制度については、国際的に遜色のない、21 世紀のわが国法人税制としてふさわしい制度を構築すべく、平成 14 年度予算の「国債発行 30 兆円以下」との方針の下、所要の財源措置を講じたうえで、平成 14 年度創設を目指し、検討を進める。